

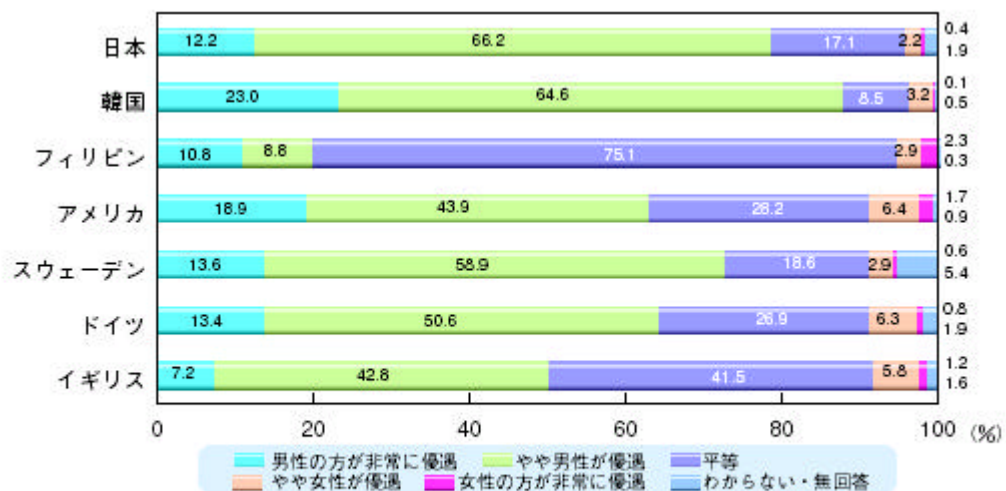
## アンケートについて

本検討会の議論のうち、大きな方向性、両論が考えられる点等について、幅広く、考え方を把握するため、有識者に対する調査を実施。

### 1 全体像

#### 【現状等】

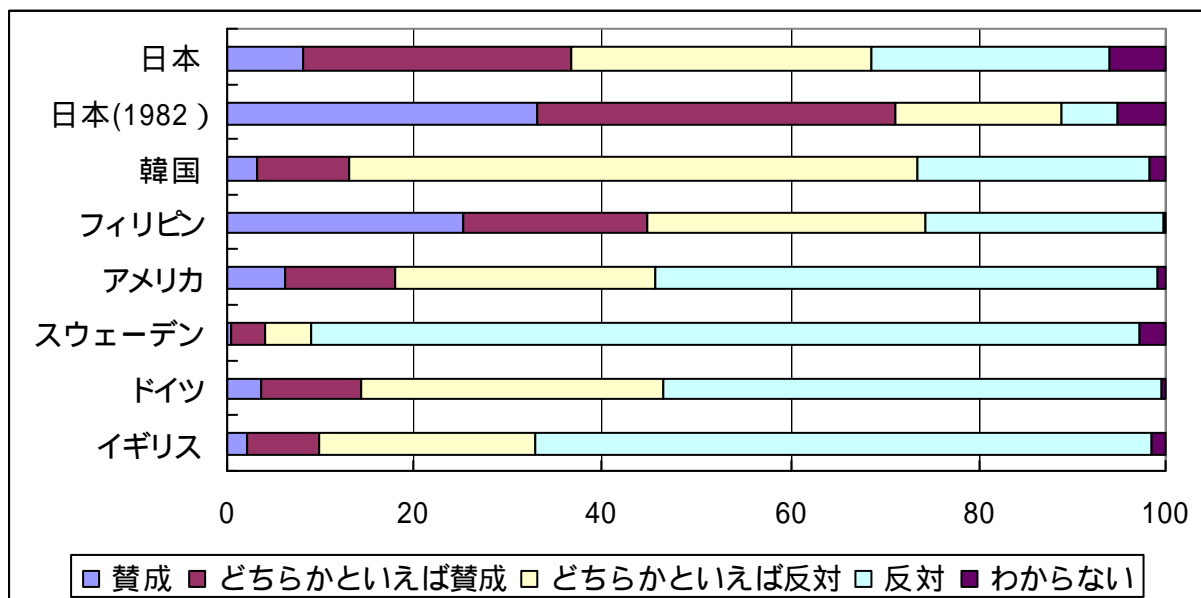
社会全体で見た場合、男女の地位について8割近くが「男性の方が優遇されている」と考えています。社会全体における男女の地位の平等感



(備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する国際比較調査」(平成14年度)、「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年7月)より作成。

日本における固定的性別役割分担意識は弱まってきていますが、諸外国と比較すると依然強い方です。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである(女性のみ)」



【想定される 2020 年の状況】

男女共同参画社会は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの能力と意欲によって、社会のあらゆる分野における活動、その中でも意思決定過程に参画する機会が実質的に確保され、そこでの活動が男女という違いによらず、正当に評価されることで、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受することができる社会であり、また、そうした活動によって生じる責任を男女が共に担う社会です。

男女共同参画社会の将来像を検討するにあたっては、その社会の構成員の特性、特徴に大きく依存することとなりますが、2020年頃は、社会の構成員（国民）の多数は、次のような意識、行動様式を持っていると考えます。

- ア 多様性を認め合い、様々な価値観や意識を持った老若男女、障害者などが様々な場で活躍していて、それを自然のものとして考えている。
- イ 他人との比較でなく自らの価値観で生き方を選択し、選択については自己責任を持つ。
- ウ 経済的な豊かさより精神的な豊かさを重視するようになり、家庭・地域活動への参画意識が向上、仕事と家庭・地域活動等とのバランスを重視するようになる。
- エ 社会の一員としてモラルを守り、義務を果たしている。
- オ 男女の人権を尊重する意識が強くなっている。
- カ 男は仕事、女は家庭といった固定的役割分担意識は現在より希薄になっている。

Q1 これらについてどう思いますか。

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
1 そうなると思う。						
2 どちらかといえばそうなると思う。						
3 どちらかといえばそうならないと思う。						
4 そうならないと思う。						
5 わからない。						
6 その他						

(3, 4, 6の場合は理由を具体的に記入)

Q2 2020年までの間、男女共同参画社会の形成を促進する上で、企業・組織における性別による差別・格差解消や仕事と子育ての両立支援促進等にあたっては、どちらの方向性をとることが受け入れられていると思いますか。

- ア どちらかという、法律・制度の制定や見直し等により、企業・組織に対して義務・強制化する方向。
- イ どちらかという、計画・ガイドラインの策定等により、企業・組織の自主的な取組を促す方向。

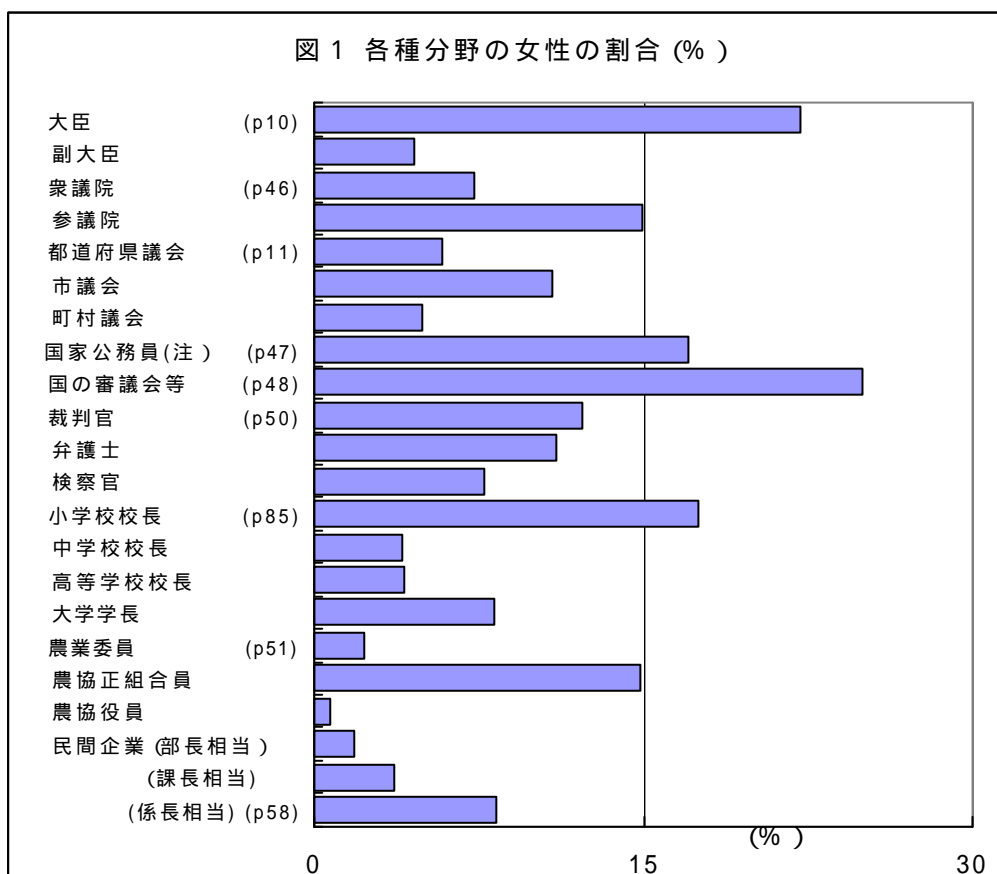
## 2 政策・方針決定過程

### 【現状等】

国家公務員管理職及び管理的職業従事者全体に占める女性の割合は、諸外国と比較すると低い割合となっています。

	管理的職業従事者	
		国家公務員管理職
アメリカ	46.0%	23.1%
フランス	-	19.3%
ドイツ	26.9%	9.5%
日本	9.6%	1.4%

各種分野の女性の割合は、以下のようになっています。



(注) 国家公務員 本省係長級：10%台 本省準課長・課長相当級：1%台  
女性地方公務員の管理職割合 都道府県：4.5% 指定都市：5.9%

男女雇用機会均等法公布（昭和 60 年）以降は、男女の差別的取り扱いが減少し、様々な分野で女性が活躍できるようになっており、政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に増えています。

「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する。」という決定を男女共同参画推進本部でしています。（平成 15 年 6 月 20 日）

【2010年頃までに予想される制度等の変化】

企業等へのポジティブ・アクション計画策定が義務化され、半数以上の企業・組織でゴール・アンド・タイムテーブル方式が導入されている。

採用・登用等について目標年次における数値目標を掲げ、そこへ向け計画的な取組を進める方式

【想定される2020年の状況】

政策・方針決定過程への男女共同参画が進み、次のような変化が生じると考えられます。

ア．男女の価値観の多様性をより反映した政策・方針が決定されるようになる。

イ．男女共同参画が進みやすい組織・社会になっている。

ウ．女性が政策・方針決定過程へ参画することにより、人材が豊富になり、より適切な方針決定がされている。

エ．組織・社会全体の人材が豊富になり、組織・社会全体が活性化し、国際競争力も増している。

Q3 これらについてどう思いますか。

	ア	イ	ウ	エ
1 そうなると思う。				
2 どちらかといえばそうなると思う。				
3 どちらかといえばそうならないと思う。				
4 そうならないと思う。				
5 わからない。				
6 その他				

(3, 4, 6の場合は理由を具体的に記入)

Q4 政策・方針決定過程に女性が参画する上での阻害要因は何でしょうか。(均等法第1次世代の女性に、現在の役職及びそれ以上の昇進にあたっての阻害要因について聞く。自由記述)

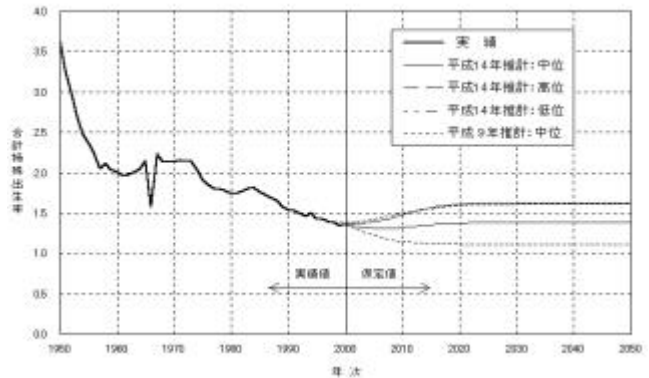
### 3 家庭と他の活動との両立

#### 【現状等】

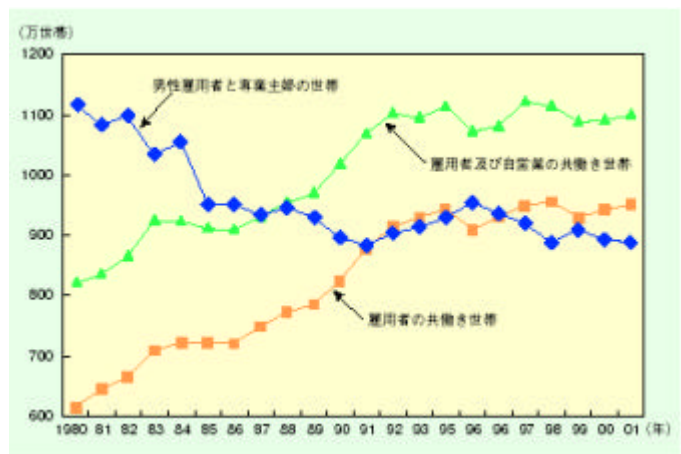
##### 出生率

2002 (平成 14) 年 1.32  
 2020 (平成 32) 年 1.38 (中位推計)  
 1.11 (低位推計)

図7 合計特殊出生率の年次推移：実績値および仮定値

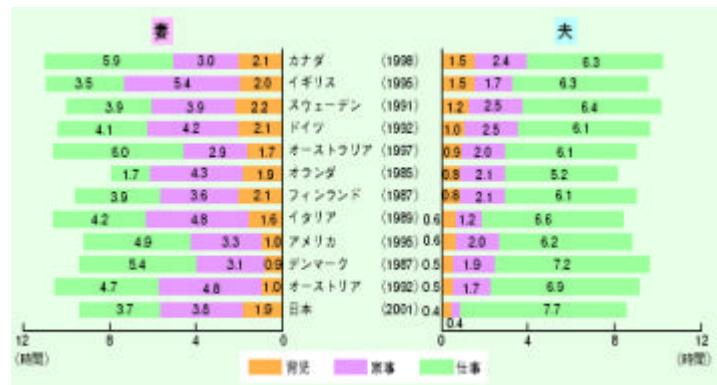


1990 年代初年以來、「雇用者の共働き世帯」数は、「男性雇用者と専業主婦の世帯」数を上回るようになってきています。



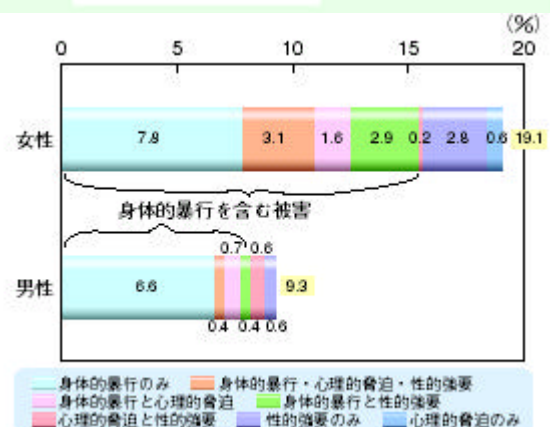
#### 育児期にある夫婦の育児・家事及び仕事時間の国際比較

日本の夫は、仕事時間が長く、育児・家事時間は少なくなっています。



#### 配偶者暴力の状況

現在、配偶者や恋人から身体に対する暴行を受けたことがある女性は 15.5 % に上るほか、恐怖を感じるような脅迫、性的な行為の強要を含め、これらの行為のいずれかを 1 度でも受けたことがある女性は約 5 人に 1 人に上ります。



【2010年頃までに予想される制度等の変化】

年金の改正（離婚した場合の年金分割、勤め人を夫（妻）にもつ主婦（夫）に基礎年金を保障する第三号制度の廃止、パート労働者への厚生年金加入の拡大）

税制の改正（配偶者控除の廃止、児童に係る扶養控除の拡大、年金課税等の見直し、消費税率の引き上げ等）

結婚して夫婦が別氏となることによる不利益の解消、離婚の際の親権母親の原則の変更、離婚手続きの簡素化（期間の短縮化）、離婚等の慰謝料相場の上昇、養育費の天引き制等の民事関係法令・慣行等の変化

子育てについて多様な選択が可能となる制度・慣行等の変化（専業主婦（夫）、育児休業の取得（するかしないか、どちらがとるかも含め）、雇用制度の変化（後述）により容易になる子育て後の再就職、ワークシェアリング等）

【想定される2020年の状況】

2020年は以下のようになっていると考えられます。

ア 固定的役割分担意識の希薄化、働きたくても働くことができない状況の解消等により結婚後一生涯専業主婦でいる女性が少数の社会になっている。

イ 子育てについての多様な選択が可能となり、現在よりも子どもを生子、育てやすい社会になっている。

ウ 両立支援策の充実等により、出産しても就業を継続しやすくなる。

エ 固定的役割分担意識の希薄化により、男女が共同して仕事・家庭活動を担う意識が高まり、家事・育児等の時間が男女比で1：2程度になっている。

オ 男女の人権意識の高まりから、配偶者暴力についての認識が高まり、被害が深刻化することが少なくなる。

カ 個人が自立できる社会になるので、事実上の結婚生活が破綻しているにもかかわらず、経済状況のため離婚できない状況はなくなる。

キ 家族・家庭の機能について、以下のような機能が重視されるようになる。

子育て（教育、しつけ等）に関する機能

安らぎの場としての機能

家族一緒に余暇活動を行う場としての機能

同居、近居による3世代等の世代間の相互扶助（介護、子育て、家事等）に関する機能等

Q5 これらについてどう思いますか。

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ			
1 そうなると思う。										
2 どちらかといえばそうなると思う。										
3 どちらかといえばそうならないと思う。										
4 そうならないと思う。										
5 わからない。										
6 その他										

（3，4，6の場合は理由を具体的に記入）

Q6 男性の育児休業の取得は2020年までの間にどのように進んでいくと思われますか。

ア 強制されないと進まない。

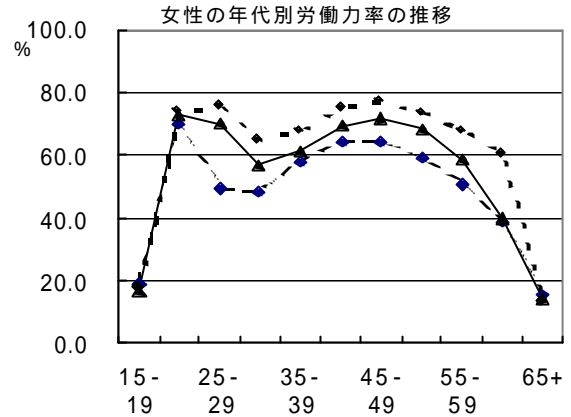
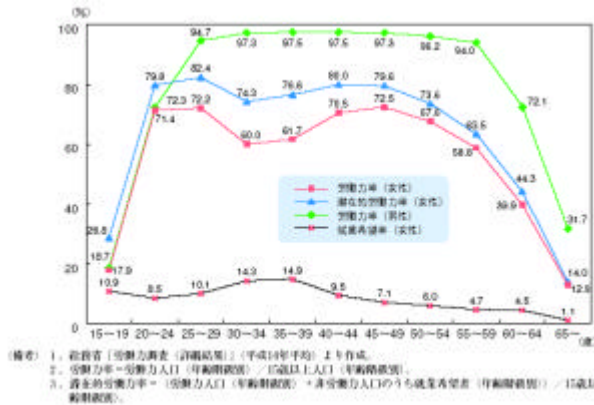
イ 自然に進み、3割程度の取得率になっている。

## 4 雇用・就労

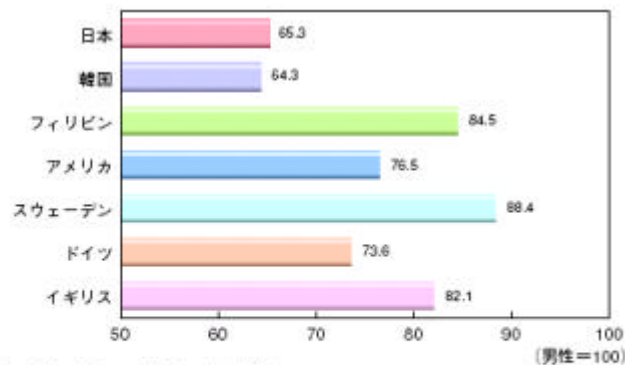
### 【現状等】

女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下しM字型になりますが、潜在的労働力率ではM字のくぼみは小さくなり、就業希望はあるものの実現していないことがわかります。

また、2020年頃はM字のくぼみは現在よりも小さくなると推計されています。

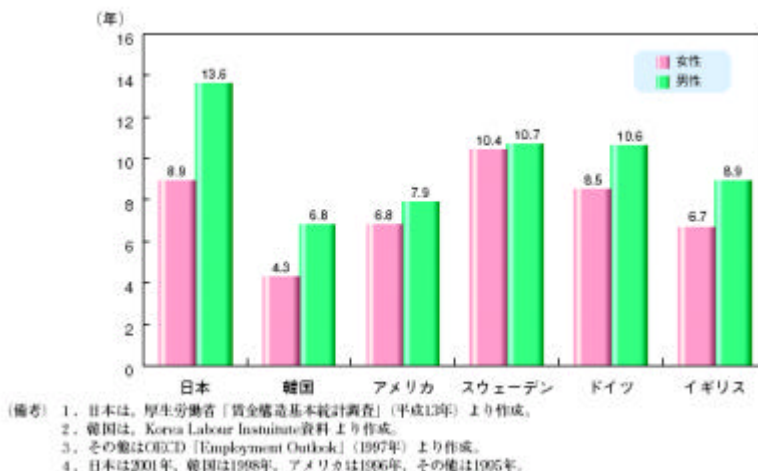


男女間賃金格差は、男性を100とした場合、女性は65.3で、欧米と比較して格差は大きくなっています。



- (備考) 1. ILO「Yearbook of Labour Statistics」(2002年)、アメリカ労働省「Statistical Abstract of the United States」より作成。  
 2. 男女間賃金格差は、男性賃金を100とした場合の女性賃金の値。  
 3. 賃金は常用一般労働者の決まって支給する現金給与額及び賞与額(時間、日、週又は月当たり比較)。  
 4. アメリカは1999年、その他の国は2001年のデータ。  
 5. 労働者の範囲は、必ずしも統一されていない。

平均勤続年数も男性13.6年、女性8.9年で、欧米と比較して差が大きくなっています。



- (備考) 1. 日本は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成13年)より作成。  
 2. 韓国は、Korea Labour Institute資料より作成。  
 3. その他はOECD「Employment Outlook」(1997年)より作成。  
 4. 日本は2001年、韓国は1998年、アメリカは1996年、その他は1995年。

【2010年頃までに予想される制度等の変化】

資料1の記述 今回の会議で記述について検討  
 雇用慣行や制度の検討・見直し  
 賃金・人事制度の見直し  
 税制・社会保障制度の見直し  
 セーフティネット

【想定される2020年の状況】 今回の会議で記述について検討

2020年は以下のようになっていると考えられます。

- ア 終身雇用制度：年功制とは切り離し、有能な社員の抱え込み、職場への忠誠心の維持などのため運用されるが、雇用の流動化は現在の欧米並に強まる。
- イ 年齢制限：年功のみで昇進・昇給するという制度がなくなっていくこと等により、年齢による一律の就職制限（・退職）の慣行は無くなっている。
- ウ 男女間賃金格差：男女間での働き方（勤続年数、職階の違い等）の差が減少していくことで、賃金格差も減少し、現在の欧米並みの水準になっている。
- エ 働く希望はあっても働くことができない状況が解消するため、女性の労働力率は上昇する。
- オ サービス残業等が縮小し、長時間労働の状況が解消される。
- カ 起業に係る担保等の制度の変化や資金提供の多様化等により、起業、失敗後の再チャレンジがより行いやすくなっている。
- キ 職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、男女の人権意識の高まりにより、現在よりも厳しく対処されるようになっている。

Q7 これらについてどう思いますか。

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
1 そうなると思う。							
2 どちらかといえばそうなると思う。							
3 どちらかといえばそうならないと思う。							
4 そうならないと思う。							
5 わからない。							
6 その他							

(3, 4, 6の場合は理由を具体的に記入)



## 5 男女共同参画社会の形成を支える技術、サービス

Q 8 男女共同参画社会のためには、今後、どのような技術・サービスが望まれると思いますか。(家庭に関する様々な技術(家事・介護ロボット、ネットワークによる会社等から掃除・食事の支度等の操作等)、サービス(ベビーシッター、介護、家事代行、食事のケータリング、資産運用等))

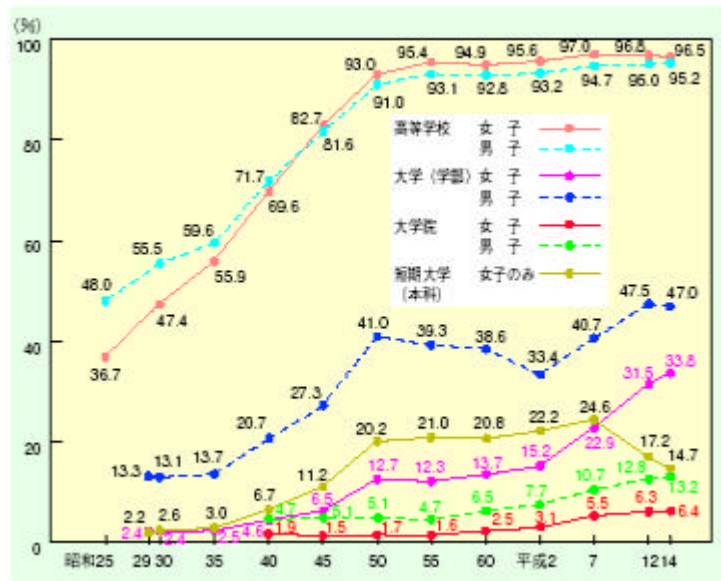
## 6 その他

【現状等】

男女の進学状況

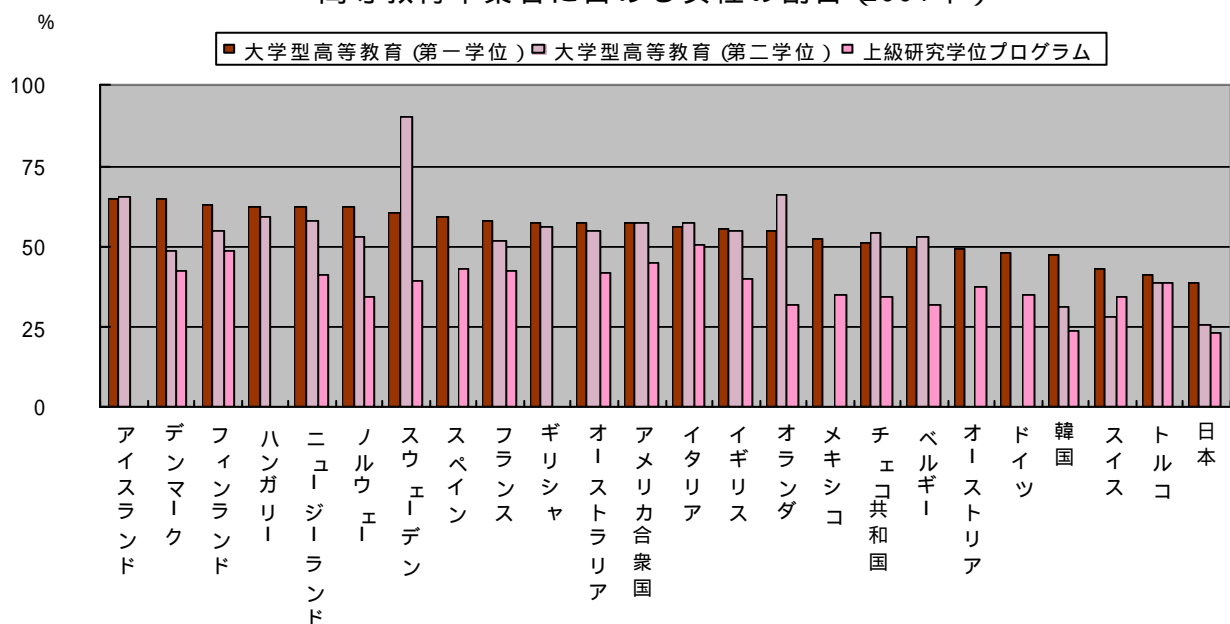
女性の高等教育機関への進学率は増加傾向にありますが、高等教育卒業者に占める女性の割合は、学部(大学型高等教育(第一学位))、修士過程(第二学位)、博士過程(上級研究学位プログラム)の卒業生に占める割合は、各 39%、25%、23%で OECD 加盟国中最も低くなっています(OECD 各国平均は、55%、51%、38%)。

学校種類別進学率の推移



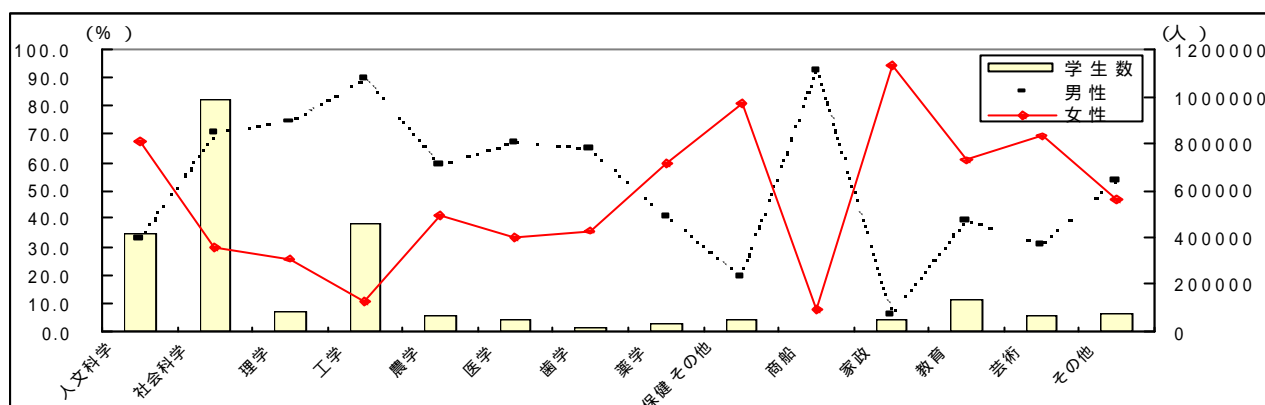
文部科学省「学校基本調査」(平成14年)

高等教育卒業者に占める女性の割合(2001年)



(OECD)「図表でみる教育 OECD インディケータ(2003年版)」

大学生の男女比率は学部により大きく異なっています。  
学部別の学生数及び男女比率



文部科学省「学校基本調査」(平成 14 年)

【想定される 2020 年の状況】

Q 9 自立の意識を育み、多様な選択を可能にする教育・学習が行われるため、2020 年には以下のようになっていると考えられます。

- ア リカレント教育を受けることなどが一般化する。
  - イ 男女の進学率の格差が解消する。
  - ウ 工学・人文科学など男女間での専攻学部の違いが少なくなる。
- これらについてどう思いますか。

	ア	イ	ウ
1 そうなると思う。			
2 どちらかといえばそうなると思う。			
3 どちらかといえばそうならないと思う。			
4 そうならないと思う。			
5 わからない。			
6 その他			

( 3 , 4 , 6 の場合は理由を具体的に記入 )

Q 10 2020 年の地域における男女共同参画の姿については、以下のようになっていると考えられます。

- ア 経済的な豊かさより精神的な豊かさを重視するようになり、仕事とのバランスをとりながら地域活動に参加する人が増加し、男女が共に就業しながらでも参加できることを前提とした活動になっている。
- イ 自治会や町内会、PTA 等においても会長等の役職に男女が共同して参画するようになっている。
- ウ 地域活動の一環として、子育てを支援するための拠点（子育てひろばなど）がつけられ、地域での子育て機能が強化されている。
- エ 地域の共同作業等において、女性という理由で不利益な取り扱いがされることがなくなっている。
- オ 地域を単位とする活動よりも、趣味や生き方、考え方等を目的別のグループ活動が盛んになっている。

これらについてどう思いますか。

	ア	イ	ウ	エ	オ
1 そうなると思う。					
2 どちらかといえばそうなると思う。					
3 どちらかといえばそうならないと思う。					
4 そうならないと思う。					
5 わからない。					
6 その他					

( 3 , 4 , 6 の場合は理由を具体的に記入 )